

## 山梨県市町村総合事務組合交通災害共済条例

### (目的)

第1条 この条例は、山梨県市町村総合事務組合同約(昭和51年山梨県指令地第6-53号)第3条第12号に掲げる事務を共同処理する市町村(以下「組合市町村」という。)の住民が交通事故による災害を受けた場合の相互救済のための共済制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定め、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 交通災害 次に掲げる車両等の交通に伴う接触、衝突、転落、転覆等による事故で日本国内において発生したものをいう。

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いす及び同項第13号に規定する路面電車  
イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両

ウ 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両

エ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機

オ 船舶法(明治32年法律第46号)第1条に規定する船舶

(2) 交通災害共済 加入資格者が組合長に対して交通災害共済掛金(以下「掛金」という。)を納付することを約し、組合長が、交通災害の発生につき、この条例の定めるところにより、交通災害共済見舞金(以下「共済見舞金」という。)を支給することを約する契約をいう。

### (加入資格者)

第3条 交通災害共済に加入することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 加入の申込みの際現に組合市町村の区域内に住所を有している者で、当該組合市町村の住民基本台帳に記載されているもの

(2) 前号に掲げる者と生計を同じくしている者で、就学のため当該組合市町村の区域外に住所を有しているもの

### (加入の申込み)

第4条 交通災害共済に加入しようとする者は、規則で定めるところにより、組合長に掛金を添えて加入の申込みをしなければならない。

### (掛金)

第5条 掛金の額は、1人につき年額500円とする。

2 既に納入した掛金は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

### (共済期間)

第6条 交通災害共済の期間(以下「共済期間」という。)は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までとする。ただし、共済期間の開始日以後中途において加入の申込みをした者については、加入の申込みをした日の翌日から当該日以後における最初の3月31日までとする。

2 共済期間が満了する日までの間において、交通災害共済の加入者(以下「加入者」という。)が第3条に規定する加入資格を喪失した場合においても、当該共済期間は満了する日まで有効とする。

### (共済見舞金の支給)

第7条 組合長は、加入者が交通災害による被害を受けたときは、当該加入者又はその遺族に対して、共済見舞金を支給する。

- 2 共済見舞金の額は、被害の程度に応じ、別表で定める額とする。この場合において、別表で定める被害の程度に2以上該当する場合は、それぞれの被害の程度に応じた等級の共済見舞金の額のうちいずれか高い額に決定するものとする。
- 3 組合長は、共済見舞金の支給を受けた加入者が別表で定める被害の程度に変更を生じたときは、当該支給すべき共済見舞金の額と既に支給した共済見舞金の額との差額を支給する。
- 4 組合長は、規則で定める証明書が提出されない場合において、当該加入者が交通災害による被害を受けたものと認めるときは、当該決定した被害の程度が入院の区分であるときは9-1等級、実治療日数の区分であるときは9-2等級の額を共済見舞金として支給する。
- 5 共済見舞金は、交通災害により死亡した日又は傷害が治癒した日から支給するものとする。ただし、別表で定める3-1等級及び3-2等級の入院日数又は実治療日数に達してもなお傷害が治癒しないときは、当該達した日から支給することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 共済見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出はしていないが、加入者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、加入者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、加入者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの

2 共済見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順位とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位とする。

(支給制限)

第9条 組合長は、交通災害が次の各号に掲げるものによる場合は、第7条の規定にかかわらず、共済見舞金を支給しない。

- (1) 加入者の自殺
  - (2) 加入者が道路交通法第64条の規定に違反した場合又はその事実を知りながら同乗した場合
  - (3) 加入者が道路交通法第65条第1項又は第4項の規定に違反した場合
  - (4) 加入者の故意又は重大な過失
  - (5) 加入者又は加入者以外の見舞金受取人の犯罪行為
  - (6) 地震、洪水、暴風、その他の天災又は内乱、暴動等の異常事態
- 2 組合長は、交通災害が加入者の道路交通法その他の法令に違反する行為により発生したものと認めるときは、当該加入者に係る共済見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

(共済見舞金の支給の特例)

第10条 組合長は、加入者が交通災害により死亡した場合において、その者に共済見舞金を支給すべき遺族がないときは、当該共済見舞金に代えて、葬祭に要した経費に相当する金額を葬祭執行者に支給する。ただし、その額は500,000円を超えることができない。

2 組合長は、加入者が交通災害により死亡した場合において、前条第1項第1号に該当するときは、同項の規定にかかわらず、弔慰金として200,000円をその者の遺族に支給することができる。

(審査会の設置)

第11条 次条に規定する諮問に応じて調査審議するため、山梨県市町村総合事務組合交通災害共済審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人をもって組織する。

- 3 委員は、組合市町村の長及び学識経験者のうちから、組合長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の場合において、第3項の規定により組合市町村の長から任命された委員が、組合市町村の長の職を失ったときは、委員の職を失う。
- 6 審査会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 7 審査会は、委員長が掌理する。
- 8 審査会の会議は、委員長が招集する。
- 9 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 10 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会への諮問)

第12条 組合長は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、審査会に諮問するものとする。

- (1) 第9条の規定により共済見舞金の支給を制限しようとする場合
- (2) 第10条第1項の規定により葬祭に要した経費を支給しようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、共済見舞金の支給に関して組合長が必要と認める場合

(審査会の権限)

第13条 審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、証人等に対し、出席を求めてその意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(共済見舞金等の請求)

第14条 共済見舞金(第7条第3項に規定する共済見舞金の差額を含む。)又は第10条に規定する葬祭に要した経費若しくは弔慰金の支給を受けようとする加入者若しくはその遺族又は葬祭執行者は、規則で定めるところにより組合長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求は、交通災害が発生した日の翌日から起算して2年以内にならなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(共済見舞金の返還)

第15条 偽りその他不正の行為により共済見舞金の支給を受けた者があるときは、組合長は、その者から共済見舞金を返還させることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県市町村総合事務組合交通災害共済条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した交通災害から適用し、同日前に発生した交通災害については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年組合条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年組合条例第2号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成24年組合条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年組合条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県市町村総合事務組合交通災害共済条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した交通災害から適用し、同日前に発生した交通災害については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年組合条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 28 年度に限り、第 2 条の規定による改正後の山梨県市町村総合事務組合負担金条例(以下「新負担金条例」という。)第 1 条の 6 の規定により算出された負担金及び第 3 条の規定による改正後の山梨県市町村総合事務組合委託事務に関する負担金条例(以下「新委託負担金条例」という。)第 2 条第 1 項の規定により算出された負担金の納付期限については、新負担金条例第 8 条第 4 項及び新委託負担金条例第 3 条の規定にかかわらず、組合長が定める日とする。

附 則(令和 2 年組合条例第 4 号)

(施行期日)

1 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県市町村総合事務組合交通災害共済条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した交通災害から適用し、同日前に発生した交通災害については、なお従前の例による。

別表(第 7 条関係)

等級	被害の程度	共済見舞金
1 等級	死亡	1,000,000 円
2-1 等級	身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号(以下「身体障害程度等級表」という。)に定める 1 級から 3 級までのいずれかに該当する障害	300,000 円
2-2 等級	身体障害程度等級表に定める 4 級から 7 級までのいずれかに該当する障害	200,000 円
3-1 等級	入院日数 90 日以上の傷害	180,000 円
3-2 等級	実治療日数 90 日以上の傷害	90,000 円
4-1 等級	入院日数 75 日以上 90 日未満の傷害	160,000 円
4-2 等級	実治療日数 75 日以上 90 日未満の傷害	80,000 円
5-1 等級	入院日数 60 日以上 75 日未満の傷害	140,000 円
5-2 等級	実治療日数 60 日以上 75 日未満の傷害	70,000 円
6-1 等級	入院日数 45 日以上 60 日未満の傷害	120,000 円
6-2 等級	実治療日数 45 日以上 60 日未満の傷害	60,000 円
7-1 等級	入院日数 30 日以上 45 日未満の傷害	80,000 円
7-2 等級	実治療日数 30 日以上 45 日未満の傷害	40,000 円
8-1 等級	入院日数 15 日以上 30 日未満の傷害	60,000 円
8-2 等級	実治療日数 15 日以上 30 日未満の傷害	30,000 円
9-1 等級	入院日数 5 日以上 15 日未満の傷害	40,000 円
9-2 等級	実治療日数 1 日以上 15 日未満の傷害	20,000 円

備考

- 1 実治療日数は、入院の日数と通院の日数を合算した日数をいう。
- 2 1日に2以上の医療機関等で治療等を受けた場合の実治療日数は、1日として計算する。